一般用

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（令和９年分）記入要領

控除対象となる配偶者または親族がおらず、ご本人が障害者・寡婦・ひとり親に該当しなければ、申告書の提出は必要ありません。

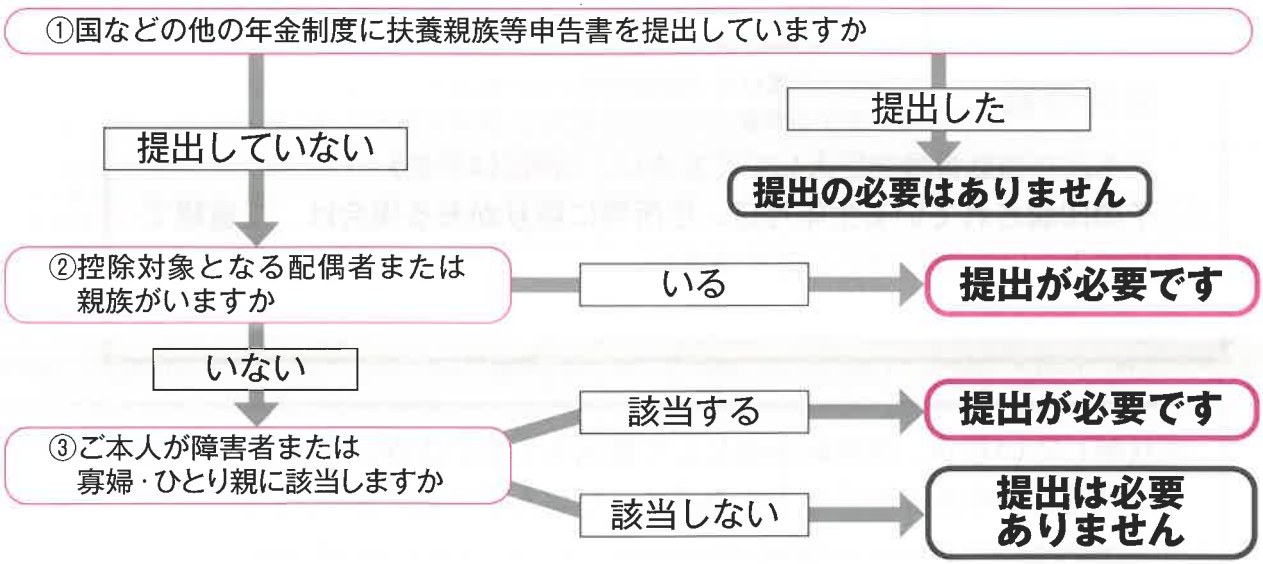
令和９年中に支払われる年金額が１３７万円（６５歳未満の方は１６４万円）以上の方に、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（令和９年分）」をお送りしております。

この申告書は、令和９年中に国民年金基金または国民年金基金連合会がお支払いする年金の源泉徴収税額計算の基礎となるものです。下記フロー図で、申告書の「提出が必要です」に該当される方は、記入要領をご参考に所定の項目にご記入のうえ、同封の返信用封筒に切手を貼ってご提出ください。（普通郵便の場合は１１０円です。）

提出期限：令和８年１２月１６日（水）

【ご確認ください】

以下のフロー図をご参照ください。



提出の有無にかかわらず、所得税率は一律、5.105%となります。

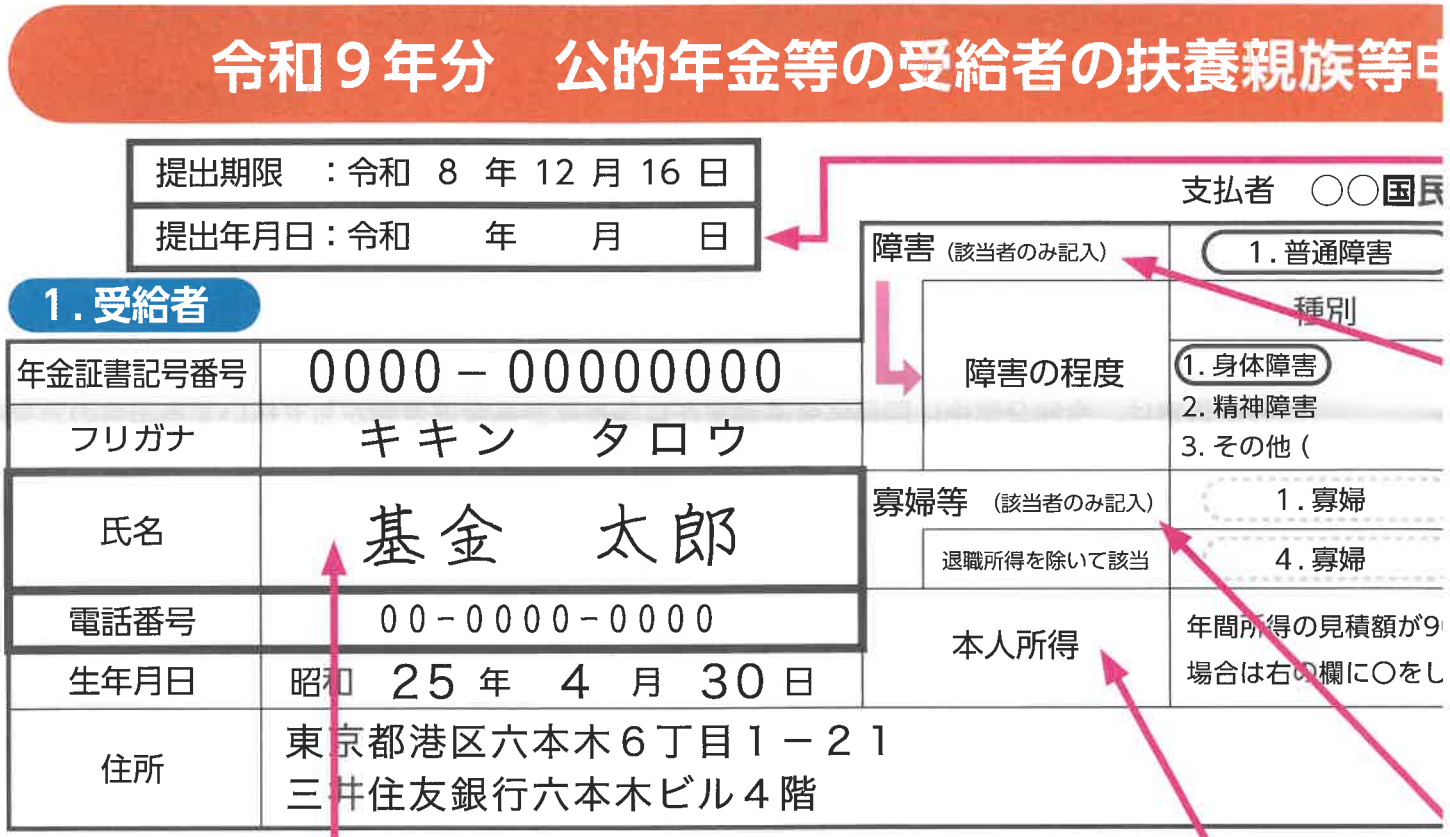
扶養親族等がいる場合や、受給者本人の控除（障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除）を受ける場合には、必ずご提出ください。（前年と申告内容に変更がない場合であっても必ずご提出ください。）ただし、公的年金等控除額は、重複して控除を受けることはできません。（8ページ、Ⅳ 注意事項参照）

提出する必要のある方は、提出期限を過ぎてしまった場合でもすみやかにご提出ください。

詳しくはこの記入要領をご覧ください。

～年金を受給されているご本人について～

一般用



令和９年分　公的年金等の受給者の扶養親族等申

提出期限	：令和　8　年　12　月　16　日
提出年月日	：令和　　年　　月　　日

支払者　○○国民

1．受給者

年金証書記号番号	0000－00000000
フリガナ	キキン　タロウ
氏名	基金　太郎
電話番号	00-0000-0000
生年月日	昭和　25　年　4　月　30　日
住所	東京都港区六本木６丁目１－２１ 三井住友銀行六本木ビル４階

障害（該当者のみ記入）	1．普通障害
障害の程度	種別 1．身体障害 2．精神障害 3．その他（
寡婦等（該当者のみ記入）	1．寡婦
退職所得を除いて該当	4．寡婦
本人所得	年間所得の見積額が9 場合は右の欄に○をし

・受給者欄

氏名及び電話番号を記入してください。（押印は不要）

予め印刷されている生年月日、住所等に誤りがある場合は、二重線で消して正しい内容に訂正してください。

（訂正印は必要ありません。）

※扶養しているが、控除対象者として届出をしない方がいるときは、その方の氏名・続柄等を、申告書裏面の「4. 摘要欄」に記入してください。

※予め印刷されている内容が変更となる場合、印刷されている内容を二重線で消して、正しい内容に訂正してください。該当しなくなる場合は、二重線で消してください。

（訂正印は必要ありません。）

00-000000

告書

年金基金理事長

	2. 特別障害	
	等級	交付年月日
)	3	令和5年5月1日
	2. ひとり親	
	5. ひとり親	
0万円を超える てください。	○	

・提出年月日を記入してください。

・本人障害

障害者に該当する場合は、1. 普通障害・2. 特別障害のいずれかに○をしてください。

また、等級欄に等級をご記入いただき、交付年月日欄に身体障害者手帳等の交付された年月日を記入してください。

なお、障害を示す書類の提出は不要です。

・寡婦等

受給者本人が寡婦・ひとり親に該当しない場合は、記入の必要はありません。

受給者が寡婦・ひとり親に該当する場合は、「1. 寡婦」または「2. ひとり親」のいずれかに○をしてください。

受給者本人が寡婦・ひとり親に該当し、扶養親族等の退職所得を除く所得見積額が６２万円以下の場合は、「4. 寡婦」または「5. ひとり親」のいずれかに○をしてください。

なお、寡婦・ひとり親を示す書類の提出は不要です。

・本人所得

本人の年間所得の見積額が 900 万円を超える場合は、○をしてください。

※ 900 万円を超える場合は、配偶者控除の対象外です。ただし、配偶者に障害があり、かつ所得見積額が 62 万円以下の場合は障害者控除の対象となります。

～控除対象となる配偶者およびご親族について～

・障害

配偶者または親族が障害者に該当する場合は、1. 普通障害・2. 特別障害のいずれかに○をしてください。

また、等級欄に等級をご記入いただき、交付年月日欄に身体障害者手帳等の交付された年月日を記入してください。

なお、障害を示す書類の提出は不要です。

配偶者が障害者に該当しても、所得見積額が62万円を超える場合は、障害者控除の対象外です。

・控除対象となる配偶者欄または親族欄の記入について

配偶者または親族の続柄、フリガナ、氏名、生年月日、障害の程度（障害者に該当する場合のみ）、所得見積額、退職所得、個人番号（マイナンバー）を記入してください。

印字した内容に誤りがある場合は、二重線で消して正しい内容に訂正してください。

同一生計内に所得者が２名以上いるときで、配偶者及び源泉控除対象親族を分けて控除する場合、今回提出される申告書の控除対象者としない者について、申告書裏面「4. 摘要欄」にその者の氏名・受給者本人との続柄・住所（別居の場合）を記入してください。

※控除対象となる親族（2人目）以上ご記入いただく場合も、この（1人目）の説明を参考に記入してください。

2. 控除対象となる配偶者

フリガナ	キキン　ハナコ			
氏名	基金　花子			
続柄	1. 夫	(2. 妻)		
生年月日	1. 明治　3. 大正　(5. 昭和)　7. 平成 30 年　5 月　30 日			
障害（該当者のみ記入）	1. 普通障害	(2. 特別障害)		
障害の程度	種別		等級	交付年月日
	(1. 身体障害) 2. 精神障害 3. その他（　）		2	令和5年5月1日

3. 控除対象となる親族（1人目）

続柄	(3. 子)　4. 孫　5. 父母　6. 祖父母 7. 三親等内親族　8. その他			
フリガナ	キキン　イチロウ			
氏名	基金　一郎			
生年月日	1. 明　3. 大　5. 昭　(7. 平)　9. 令 9 年　9 月　9 日			
障害（該当者のみ記入）	1. 普通障害	(2. 特別障害)		
障害の程度	種別		等級	交付年月日
	(1. 身体障害) 2. 精神障害 3. その他（　）		2	令和5年5月1日

4. 摘要欄

・個人番号（マイナンバー）

所得税法施行規則第７７条の４の規定により個人番号（マイナンバー）を記入してください。

「登録済」と印字している場合は、記入不要です。

※マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。

なお、記入がない場合でも、記入のないことだけを理由に申告書を不受理（不備）とすることはありません。

※記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※海外にお住まい等の理由で、マイナンバーをお持ちでない方は、申告書裏面「4. 摘要欄」に、該当者の氏名および、お持ちでない旨とその理由を記入してください。

年間の所得見積額（退職手当を除く）が、控除対象となる配偶者は95万円、控除対象となる親族は62万円以下、年齢19歳以上23歳未満で62万円超85万円以下の方をご記入ください。

別居の有無	0．同居　1．別居
住所（別居の場合記入）	東京都港区六本木 6-1-61
非居住の有無	0．国内居住　1．非居住
所得見積額	30 万円
退職所得の有無（該当者のみ記入）	1．退職所得あり
退職所得を除く所得見積額	10 万円
個人番号	登 録 済

別居の有無	0．同居　1．別居
住所（別居の場合記入）	東京都港区六本木 6-1-61
非居住の有無	0．国内居住　1．非居住
非居住の区分	(1) 30 歳未満 70 歳以上　(2) 留学 (3) 障害者　(4) 38 万円以上送金
所得見積額	万円
退職所得の有無（該当者のみ記入）	1．退職所得あり
退職所得を除く所得見積額	万円
個人番号	登 録 済

2 人目以降は裏面にご記入ください。

・別居の有無

別居の場合は、以下の住所欄に別居している方の住所を必ず記入してください。国外住所の場合は、日本語で記入してください。
＜例＞アメリカ合衆国バージニア州○○市△△番地

・所得見積額

配偶者及び親族の令和９年の所得見積額を必ず記入してください。所得金額の見積額とは、収入から控除額等を差し引いたものになり、「収入金額＝所得見積額」ではありません。
詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

・非居住区分の記入について

国外居住者（非居住者）とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて１年以上国内に居所を有していない方です。
該当する方が親族であることを証する書類を添付してください。
確認書類の提出がない場合や不足している場合は、記入があっても控除対象外となります。
※詳細は国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。
★「配偶者」年齢に関係なく（以下の確認書類ａまたはｂ）を添付してください。
★「源泉控除対象親族」年齢等に応じて、以下の確認書類を添付してください。
(1) ３０歳未満または７０歳以上の親族（ａまたはｂ）
(2) ３０歳以上７０歳未満の留学生の扶養親族（ａまたはｂとｃ）
(3) ３０歳以上７０歳未満の障害者の扶養親族（ａまたはｂ）
(4) ３０歳以上７０歳未満で年間３８万円以上の送金を受けている扶養親族（ａまたはｂ）

◆確認書類（外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要となります。）
ａ．戸籍の附票の写し又は地方公共団体が発行した書類、およびその親族の旅券(パスポート)のコピー
ｂ．外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります。）
ｃ．外国政府または外国の地方公共団体が発行した外国における査証（ビザ）に類する書類のコピーまたは外国における在留カードに相当する書類のコピー

・退職所得の有無

令和９年に退職所得を受ける見込みである場合、退職所得を除く所得見積額欄に、記入してください。
※所得金額の計算方法について、詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。

※予め印刷されている配偶者または親族が申告対象とならない場合、氏名等全事項を×印等で消してください。（訂正印は必要ありません。）
内容が変更となる場合、印刷されている内容を二重線で消して、正しい内容に訂正してください。該当しなくなる場合は、二重線で消してください。
（訂正印は必要ありません。）

Ⅰ　用語等の説明

◆記載いただく「扶養配偶者」について

受給者本人と生計を一にしている配偶者で所得のない方、または、令和９年中の所得金額（令和９年中に退職所得がある場合は退職所得を除く）が下表に該当する方のことです。（青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない方または白色申告者の事業専従者でない方をいいます。）

なお、婚姻届を提出していない方は対象となりませんのでご注意ください。

種類	受給者本人の所得	配偶者の所得（※1）	配偶者の年齢（※1）
① 源泉控除対象配偶者	900 万円以下	95 万円以下	要件なし
老人控除対象配偶者	900 万円以下	62 万円以下	70 歳以上
② 同一生計配偶者（※2）	要件なし	62 万円以下	要件なし

（※1）“Ⅱ　年齢の算出方法”と、“Ⅲ　所得金額の見積額の計算方法”にて算出された金額を参照してください。

（※2）「同一生計配偶者」は、普通障害・特別障害の場合のみ申告書に記入してください。**（障害がない場合は控除対象外となります。）**

（※3）夫婦の双方がお互いに「源泉控除対象配偶者」控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。（「源泉控除対象配偶者」控除は、夫婦のいずれかの方しか適用できません。）

◆「（公的年金等に係る）源泉控除対象親族の範囲」について

扶養親族		受給者本人と生計を一にしている配偶者以外の親族で、所得のない方、または、令和９年中の所得金額の見積額（令和９年中に退職所得がある場合は退職所得を除く）が 62 万円以下で、青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない方または白色申告者の事業専従者でない方をいいます。	
	控除対象扶養親族	一般の扶養親族	年齢が 16 歳以上 19 歳未満の方　及び 23 歳以上 70 歳未満の方
		特定扶養親族	年齢が 19 歳以上 23 歳未満の方
		老人扶養親族	年齢が 70 歳以上の方
	16 歳未満の扶養親族	扶養親族のうち年齢が 16 歳未満の方をいいます。ただし、普通障害・特別障害の場合のみ所得税の控除対象となり、障害のない方は住民税の非課税限度額を判定するために使用します。（※申告書「控除対象となる親族」欄は、地方税法第 45 条の３の３及び第 317 条の３の３の規定による公的年金等受給者の扶養親族申告書の記入欄を兼ねているため、16歳未満の扶養親族も、申告書への記入をお願いいたします。）	
特定親族	控除対象	令和９年中の所得金額の見積額（令和９年中に退職所得がある場合は退職所得を除く）が、居住者と生計を同じくしている親族（里子を含み、配偶者・青色事業専従者として給与の支払いを受ける方および白色事業専従者を除きます。）のうち年齢 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 62 万円超 85 万円以下の方をいいます。	

◆「障害」の区分について

障害者控除の対象となる人は、受給者本人または配偶者もしくは扶養親族の中で、下表の①～⑧に該当する方をいいます。障害者に該当するかどうかについての詳細は、お近くの税務署にお尋ねください。

	障害の内容	普通障害者	特別障害者
①	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（※ 1）		該当するすべての方
②	精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	中度または軽度と判定された方（療育手帳の障害の程度が B,B1,B2,C, 愛の手帳の３～４度の方）	重度と判定された方（療育手帳の障害の程度が A,A1,A2, 愛の手帳の１～２度の方）
③	精神に障害がある方で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が１級の方
④	身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害の程度が３級から６級までの方	障害の程度が１級または２級の方
⑤	戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２に定める特別項症から第３項症までの方
⑥	原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方		該当するすべての方
⑦	常に就床を要し、複雑な介護を要する方（※ 2）		該当するすべての方
⑧	年齢が 65 歳以上で、市町村長や福祉事務所長等から認定されている方（※ 3）	右の程度以外の方で「障害者控除対象者認定書」等がある方	①②④の特別障害者と同程度の障害で「障害者控除対象者認定書」等がある方

（※1）「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とは、一般的に、精神上の障害のため物事のよしあしが区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にあることをいいます。また「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」にあることは、医師の診断書によって証明されますが、診断書の写しを申告書に添付する必要はありません。

（※2）「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、引き続き6カ月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排せつ等をすることができない程度の状態にあると認められる方のことです。排せつ等の日常生活に支障のある寝たきりのままの方は該当することになります。
なお、「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」であることについて、特に証明するものはありませんが、症状が固定すれば身体障害者手帳の交付申請を行うことができます。
（※3）介護保険法の要介護認定を受けられただけでは、障害者控除の対象とはなりません。

◆「寡婦・ひとり親」とは

配偶者と死別（法令上、生死が明らかでない場合（生死不明）を含む。）や離婚した後に婚姻をしていない、または未婚で現に婚姻をしていないときに下表に該当する方は、申告書に○印をつけてください。

本人の所得	本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係（※3）	区分
500万円以下（※1）	男性	年間所得の見積額が62万円以下の生計を一にする子がいる（※2）	死別・離婚・生死不明・未婚	ひとり親
	女性	年間所得の見積額が62万円以下の生計を一にする子がいる（※2）	死別・離婚・生死不明・未婚	
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	

（※1）500万円を超える所得がある方は対象になりません。なお、退職所得を除くと500万円以下となる場合、地方税の控除対象となります。地方税の控除対象となる場合、3ページ目の「寡婦等」をご参照ください。
（※2）「子」は、他の方の控除対象となる配偶者または扶養親族とされていない方に限られます。
（※3）住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

Ⅱ　年齢の算出方法

◆年齢は、令和9年12月31日に、何歳になっているかで判断してください。

Ⅲ　所得金額の見積額の計算方法

所得金額の見積額とは、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の種類の収入がある場合は、種類ごとの所得額を計算し、合計してください。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

（※障害年金、遺族年金等は、非課税所得のため所得には含みません。）

◆収入が公的年金等の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

「その年に受け取る年金額（A）」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

◆公的年金等控除額は、年齢、年金額及び年金額以外の所得金額により異なります。
所得が年金のみ、または年金以外の所得が年間1,000万円以下の場合は下表になります。

65歳以上（昭和38年1月1日以前生）		65歳未満（昭和38年1月2日以後生）	
年金額（A）	公的年金等控除額	年金額（A）	公的年金等控除額
330万円以下	110万円	130万円以下	60万円
330万円超　410万円以下	（A）×25%+27万5,000円	130万円超　410万円以下	（A）×25%+27万5,000円
410万円超　770万円以下	（A）×15%+68万5,000円	410万円超　770万円以下	（A）×15%+68万5,000円
770万円超　1,000万円以下	（A）×5%+145万5,000円	770万円超　1,000万円以下	（A）×5%+145万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	1,000万円超	195万5,000円

◆公的年金以外の収入がある場合には、以下の計算方法により所得金額をもとめます。

利子所得	利子収入金額と同額	譲渡所得	総収入金額－（取得費+譲渡費用）－特別控除額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子	退職所得	一般退職手当等：（収入金額－退職所得控除額）×1/2 ※退職手当の区分や勤続年数によって、計算方法が異なります。詳しくは「国税庁ホームページ」をご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。
不動産所得	総収入金額－必要経費	山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
事業所得	総収入金額－必要経費	一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
給与所得	給与の収入金額－給与所得控除額－所得金額調整控除額	雑所得	公的年金等以外の場合　総収入金額－必要経費

（注1）地方税法上では、退職所得は所得金額に含めません。詳しくは、お住いの市区町村にお尋ねください。
（注2）所得金額の計算方法について、詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

【参考】給与所得控除額

給与の収入金額（B）	給与所得控除額
220 万円以下	74 万円
220 万円超　360 万円以下	（B）×30%＋8 万円
360 万円超　660 万円以下	（B）×20%＋44 万円
660 万円超　850 万円以下	（B）×10%＋110 万円
850 万円超	195 万円

※例えば、配偶者の所得が給与（パート等）だけの場合、給与収入見込額が169万円以下の方は、給与所得控除額が74万円あるため、所得額は95万円以下となりますので、源泉控除対象配偶者となります。
（受給者本人の所得額が900万円以下の場合に限ります。）

【参考】所得金額調整控除額

次に掲げる方が対象となります。

該当要件（居住者のみ）	所得金額調整控除額
給与収入が 850 万円を超え、以下のいずれかに該当する方 ・本人が特別障害者に該当する場合 ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる場合 ・23 歳未満の扶養親族がいる場合	（給与の収入金額－850 万円）×10% （※ 1）
公的年金等所得（C）と給与所得（D）があり、合計した所得額が 10 万円を超える方	（C）＋（D）－10 万円（※ 2）

（※ 1）15 万円が限度となります。また、給与収入金額が 850 万円を超えていない場合は対象外です。
（※ 2）（C）及び（D）の金額は、それぞれ 10 万円が限度となります。

Ⅳ　注意事項

1．次の方は、今回「扶養親族等申告書」を提出された場合であっても、税務署に確定申告することになります。

・他の公的年金等をもらっている方
・年金以外に収入（給与等）がある方
・医療費控除や生命保険料控除等を受ける方
・扶養親族が増えるなど、申告した「扶養親族等申告書」の内容に令和 9 年の途中で変更が生じた方　等

※その年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。（住民税の申告が必要な場合があります。）

2．公的年金等控除額は、重複して控除を受けることはできません。国民年金基金または国民年金基金連合会からの年金以外に、国からの年金など複数の所得がある場合で、複数の「扶養親族等申告書」を提出し、同じ控除をそれぞれに申告した場合、確定申告において、税金を追加徴収されることがありますのでご注意ください。

3．同一人物が複数の方（または複数の所得）の扶養親族等申告の対象にはなれませんのでご注意ください。

4．扶養親族等の状況の各欄に記入しきれない場合には、便箋などに記入し、この「扶養親族等申告書」と一緒に封筒で提出してください。なお、その際は、受給者の方の国民年金基金年金証書記号番号または加入員番号、氏名、生年月日も併せて記入してください。

5．ご提出がない場合は、扶養している方がおらず、受給者本人分の控除（障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除）を受けないものとして扱われます。

6．ご提出がない場合も、ご提出がある場合と同様、5.105％の税率となります。（防衛特別所得税および復興特別所得税を含む。）

7．万一ご提出が遅れ、所得税が納め過ぎとなった場合は、確定申告で調整をしていただくことになります。

8．記載内容について後日確認のご連絡をする場合があります。

提出先・お問い合わせ先

日本弁護士国民年金基金　TEL 03－3581－3739
（平日　9：30~17：30）